

# 大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 概要版

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

### ◆ 計画策定の趣旨

産業革命以降、私たちの生活が便利になるとともに、人間活動を主な要因として世界の平均気温は上昇しています。このままの状況が続いた場合、更なる気候変動によるリスクの増大が懸念され、地球温暖化対策の推進は、地球規模での課題となっています。本計画は、地球温暖化対策の具体的な目標や施策を定めることで、市民、事業者、市が一体となり、地球温暖化防止、影響の緩和を推進することを目的とします。

### ◆ 計画策定の背景

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における「1.5℃特別報告書」では、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050(令和32)年ごろには二酸化炭素排出量実質ゼロとすることが必要とされています。令和3(2021)年5月には地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)の一部改正案が成立し、基本理念として令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現が掲げられました。同年10月には地球温暖化対策計画が閣議決定され、令和12(2030)年度の削減目標として、平成25(2013)年度比46%削減が掲げられ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしており、温暖化の影響の深刻さを踏まえ、本市においてもこれまで以上に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

## 第2章 計画の基本的事項

### ◆ 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)で、本市の自然環境や経済・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画です。計画では、市民・事業者・市などの各主体が、地球温暖化対策を推進するうえでの指針となる役割を持っています。

### ◆ 計画の期間と基準年度・目標年度

区分	年度
計画期間	令和4(2022)～令和12(2030)年度(9年間)
基準年度	平成25(2013)年度
目標年度	中期:令和12(2030)年度 長期:令和32(2050)年度

### ◆ 対象とする温室効果ガス ※温対法で定められた7種類の温室効果ガス

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、  
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、  
六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)

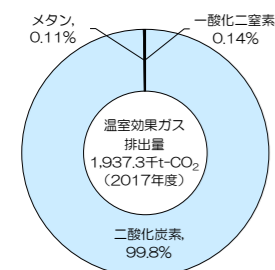
## 第3章 大船渡市の地域特性

- ・**気候** : 岩手県の南東部に位置し、夏は涼しく冬にはほとんど積雪が見られない比較的温暖な地域です。
- ・**土地利用** : 山林が最も多く総地積の72.2%を占めています。
- ・**人口** : 平成2(1990)年以降減少傾向にあり、将来も減少傾向が継続すると予測されています。
- ・**産業** : 窯業・土石製品製造業、水産業、建設業等の生産額シェアが全国平均より高くなっています。
- ・**再生可能エネルギー** : 一世帯あたりの電気や熱の平均使用量から換算した再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、太陽光発電は50,814世帯分、陸上風力発電は114,748世帯分、地中熱は61,661世帯分等と推計されます。また、木質バイオマスといった森林資源もあることから、再生可能エネルギーが豊富にある地域と言えます。

## 第4章 温室効果ガス排出量等の状況

### ◆ 温室効果ガス排出量

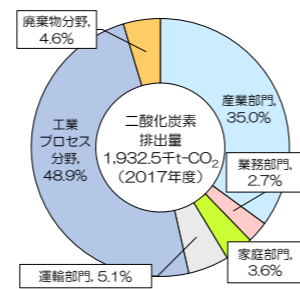
- ・平成29(2017)年度:基準年度(平成25(2013)年度)比0.17%増加
- ・温室効果ガス種別の排出割合:二酸化炭素が約99.8%



本市の平成29(2017)年度の温室効果ガス排出量は、1,937.3千t-CO<sub>2</sub>となっており、そのほとんどの割合を二酸化炭素が占めています。温室効果ガス排出量が増加している要因として、二酸化炭素排出量が最も多い工業プロセス分野が高い値で横ばいとなっていることや、廃棄物分野における二酸化炭素排出量が年々増加傾向で推移していることが挙げられます。

### ◆ 二酸化炭素排出量

- ・平成29(2017)年度:基準年度(平成25(2013)年度)比0.02%増加
- ・部門・分野別の排出割合:工業プロセス分野、産業部門、運輸部門の順に多い



本市の平成29(2017)年度の二酸化炭素排出量は、1,932.5千t-CO<sub>2</sub>となっており、部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量割合は、工業プロセス分野が48.9%、次いで産業部門が35.0%となっており、岩手県、全国と比べて高い割合となっています。産業部門及び工業プロセス分野における製造業は、市内の経済活動においても重要な産業であることから、環境負荷の低減と経済活動の両立を目指していくことが重要です。

### ◆ 森林吸収量

平成25(2013)～平成29(2017)年度の単年度あたりの平均森林吸収量: 91.3千t-CO<sub>2</sub>

### ◆ 温室効果ガス排出量(吸収量を含む)の状況

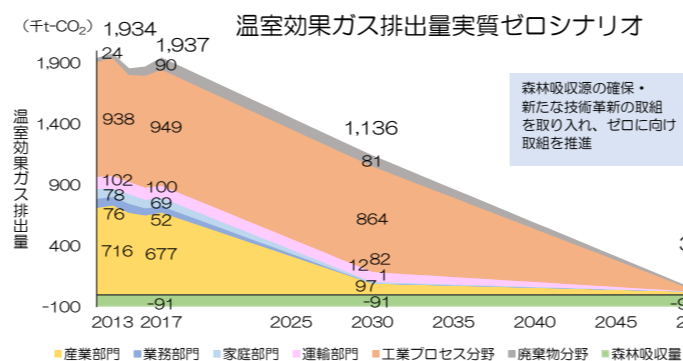
本市の平成29(2017)年度の温室効果ガス排出量(温室効果ガス総排出量から森林吸収量を減じたもの)は、1,846千t-CO<sub>2</sub>で、平成25(2013)年度に比べ4.6%減少しています。

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2013年度比	
						増減量	増減率
排出量(吸収量含む)	1,934.1	1,878.8	1,757.8	1,772.2	1,846.0	-88.1	-4.6%

## 第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

### ◆ 削減目標

中期目標:令和12(2030)年度に  
温室効果ガス排出量の2013年度比46%削減を目指します  
長期目標:2050(令和32)年度に  
温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指します



## 第6章 再生可能エネルギーの導入目標

### ◆ 再生可能エネルギーの導入目標

中期目標:令和12(2030)年度に  
3,010,654GJ(発電電力量835,015MWh)とします  
長期目標:令和32(2050)年度に  
4,588,000GJ(発電電力量954,000MWh)とします

### ◆ 2030年度及び2050年度最終エネルギー消費量の推計結果

区分	2030年度	2050年度
最終エネルギー消費量	6,548,000 GJ	4,588,000 GJ

### ◆ 2030年度に必要な再生可能エネルギーの量

温室効果ガス排出量の中期目標(2013年度比46%削減)を達成するためには、再生可能エネルギーの導入により209,254t-CO<sub>2</sub>の削減が必要となります(必要となる再生可能エネルギー量3,010,654GJ)。

具体的な取組内容	2030年度に必要な再生可能エネルギー量	中期目標達成のために必要となる二酸化炭素削減量
再生可能エネルギー電気の利用拡大	835,015MWh(3,006,054GJ)	208,754 t-CO <sub>2</sub>
再生可能エネルギー熱の利用拡大	4,600 GJ	500 t-CO <sub>2</sub>
合計	835,015MWh(3,010,654GJ)	209,254 t-CO <sub>2</sub>

## 第7章 目標達成に向けた取組

### ◆ めざす将来像

## 未来につながるゼロカーボンシティ大船渡

### ◆ 施策の展開

#### ■ 施策の考え方

- ・国や県との連携や市民、事業者、各種団体といった各主体の協働による施策の推進
- ・地域特性(豊富な再生可能エネルギーポテンシャル)を活かした取組の推進
- ・地域経済の活性化や市民生活の向上などの相乗効果も踏まえながら推進

#### ■ 施策の体系

めざす将来像	基本目標	基本施策
未来につながるゼロカーボンシティ大船渡	<b>基本目標1</b> 省エネルギー対策の推進 7 気候変動に具体的な対策を、9 産業と地域における持続可能な消費と生産、11 気候変動に具体的な対策を、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動に具体的な対策を	<b>建物・設備等の省エネルギー化の推進</b> ・環境配慮型建築物の普及促進 ・エネルギー消費量の見える化の促進 ・高効率機器等省エネルギー設備の普及促進  <b>日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進</b> ・省エネルギー行動の推進 ・業種間の連携による省エネルギーの促進
	<b>基本目標2</b> 再生可能エネルギーの利用促進 7 気候変動に具体的な対策を、9 産業と地域における持続可能な消費と生産、13 気候変動に具体的な対策を	<b>再生可能エネルギーの導入促進</b> ・太陽エネルギー利用システムの普及促進 ・木質バイオマス資源の活用促進  <b>再生可能エネルギーの利活用促進</b> ・再生可能エネルギーの利活用の基盤づくり ・再生可能エネルギーの利活用促進
	<b>基本目標3</b> 多様な手法による地球温暖化対策の推進 2 気候変動に具体的な対策を、4 質の高い雇用を創出する、7 気候変動に具体的な対策を、9 産業と地域における持続可能な消費と生産、14 持続可能な消費と生産、15 気候変動に具体的な対策を、17 持続可能な消費と生産	<b>公共交通機関や自転車の利用促進</b> 自動車利用時の排出量削減対策の推進 ・電気自動車などの次世代自動車の利用促進 ・エコドライブの促進  <b>ごみの減量化・資源化の推進</b> ・家庭系ごみの減量化・資源化の推進 ・事業系ごみの減量化・資源化の推進 ・環境配慮型商品の購入促進  <b>森林吸収源対策の推進</b> ・森林保全の促進 ・森林保全の人材確保 ・気仙産木材等の活用促進  <b>農水産物の地産地消の推進</b>  <b>基盤的施策の推進</b> ・学習機会の提供 ・市民活動の推進  <b>各実施主体との連携の推進</b>

## 第8章 計画の推進体制・進行管理

### ◆ 推進体制

- ・大船渡市環境施策推進会議において、諸施策の推進・検討・進行管理
- ・大船渡市環境審議会への毎年度の温室効果ガス排出状況や施策の進捗状況、目標達成状況等の報告、計画の策定や変更に係る意見聴取
- ・大船渡市環境保全推進協議会において環境保全に関する情報の共有や交流、連携・協働による施策の推進

### ◆ 計画の進行管理

- ・PDCAサイクルによる取組の継続的な改善と推進